

青森市福祉館条例の一部を改正する条例の制定について

1 制定理由

福祉部が所管する「福祉館」は、市民に娯楽、休養、読書その他余暇の善用及び集会の場を提供することによって、福祉の増進を図るため、市内11箇所に設置している。

現在、老朽化対策として改築中の滝内福祉館の建替え工事が、令和6年7月末に完了する予定であり、貸出施設についてこれまでの和室に代わり集会室・多目的室を設置することに伴い、新たに使用料の額を定めることが必要であることから、所要の改正をしようとするものである。

2 福祉館改築の概要

滝内福祉館（2ページ参照）

令和4年度 設計、旧施設解体
令和5年度～令和6年度 改築工事（完了予定日：令和6年7月31日）
令和6年8月末 供用開始予定

3 改正の概要

条例別表（第7条関係）中、滝内福祉館の使用場所、面積及び使用料の金額を以下のとおり改定する。

区分		面積	午前 (円)	午後 (円)	夜間 (円)	全日 (円)
使用場所						
滝内	和室	73.71㎡ (45畳)	640	1,520	1,900	3,430



区分		面積	午前 (円)	午後 (円)	夜間 (円)	全日 (円)
使用場所						
滝内	集会室・多目的室A	43.47㎡	500	1,150	1,520	2,660
	集会室・多目的室B	43.47㎡	500	1,150	1,520	2,660
	集会室・多目的室C	49.27㎡	500	1,150	1,520	2,660

4 施行期日

公布の日から起算して三月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

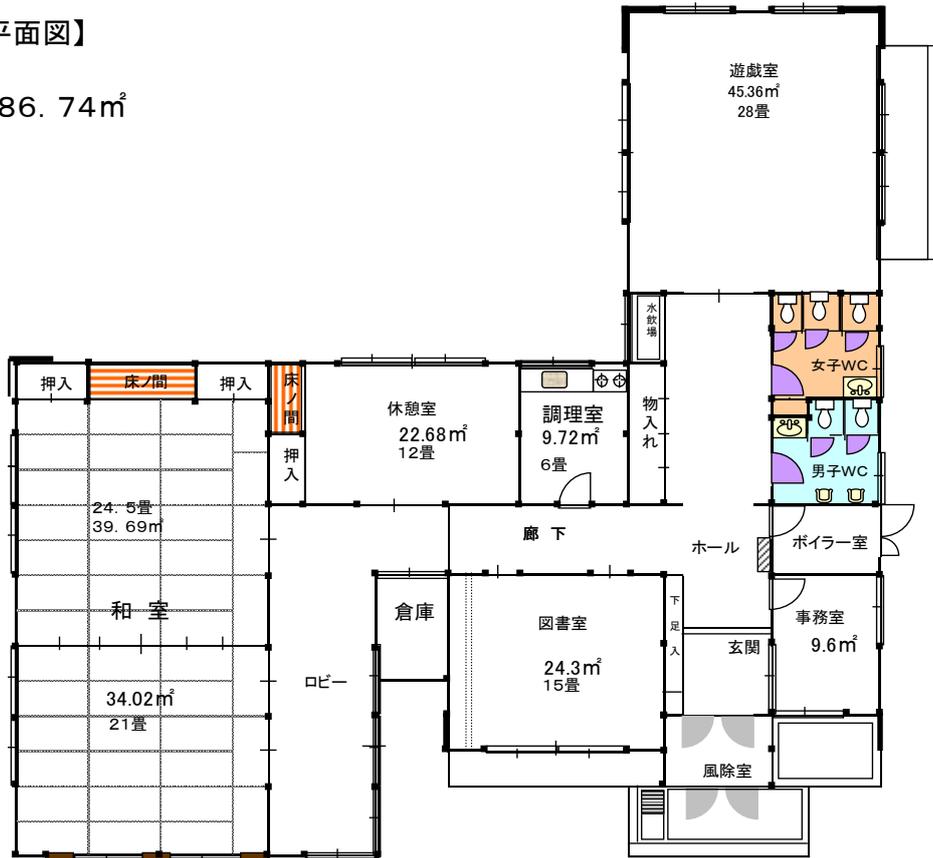
(参考) これまで改築した福祉館の使用料

区分		面積	午前 (円)	午後 (円)	夜間 (円)	全日 (円)
使用場所						
幸畑 (R4.3)	集会室・多目的室A	42.62㎡	500	1,150	1,520	2,660
	集会室・多目的室B	42.62㎡	500	1,150	1,520	2,660
	集会室・多目的室C	52.17㎡	500	1,150	1,520	2,660
ほろがけ (R4.4)	集会室・多目的室A	66.24㎡	640	1,520	1,900	3,430
	集会室・多目的室B	66.24㎡	640	1,520	1,900	3,430
	集会室・多目的室C	57.96㎡	500	1,150	1,520	2,660
片岡 (R5.4)	集会室・多目的室A	45.75㎡	500	1,150	1,520	2,660
	集会室・多目的室B	42.23㎡	500	1,150	1,520	2,660
	集会室・多目的室C	45.75㎡	500	1,150	1,520	2,660

滝内福祉館 新旧施設平面図

【旧施設平面図】

延床面積 286.74㎡



【新施設平面図】

延床面積 291.07㎡

